憲教類典

三ノ十六 言上
三ノ十七 饗應
三ノ十八 音信
三ノ十九 御成

7保3
2770
23

7條3
2.770
卷23

三、十六
言上
三、十七
饗應
三、十八
音信

憲教類典

寛保元酉年三月廿七日

若又は上手なる中
り至当なる様に
上ハ此様なるべく
たとひ此事
とも　云俊
おたゝさりし
後に於ても
此法を生ぜ

元徳六年甲午三月

享保四己亥年二月
云俊此
出為し筆を
先年云
ゟ落とも
訳にて

享保八癸卯年六月廿七日

和泉守殿

上村久米利

名主

加右衛門

寛政三辛亥年

御役人向おゐて
御尋ね之節
写有之候ハ
たとへハ御書
御書ハ
のごとく二年伏
おの〳〵
表向
四人存寄一
ゟ評ニ
のゟ
三ヶ上
西性
平伏
ゟ下
中上
よろ
法ま

寛政三辛亥年七月廿七日

松平越中守殿御年行寄

一覚

此度

御上京ニ付而ハ御道中御人馬

差支無之様ニ御触被仰遣候

様ニ

御心得之ため申上候 以上

一

三之十七

饗應

五菜

二獻

二色

寛永元甲子年五月廿五日

一二汁　五菜
二酒　二献
一肴　二色
一木具据肴ニ而毎用位限家并
祝云在肴ニ而名別之数奏ス
之事

寛永元年五月廿五日

右の如く付ける事文元候元年ニ而も
得と元祝ニ上てお祝ひ

寛文三癸卯年九月

一 拍舞脇ニ而ハ
一 此節ニ洋行拍ニ時ハ老中ハ拍
拍ニ而ハ拍舞の末ニ而ハ
不苦ニ汁ハ菜ニ而候事ハ吸
物并肴ニ而ハ

寛文八

ニ拍ニ時ハ老中ハ拍ニ而ハ
拍ニ而ハ拍舞ニ而ハ
ニ而ハ拍ニ而ハ

一 拍ニ而ハ大名ハ時ハ拍舞
ニ汁七菜ニ而ハ小舟ニ
ニ而ハ拍ニ而ハ
数ニを用ニ而ハ
物肴ハ拍ニ而ハ
拍拍肴ニ而ハ

三汁菜ニ
不苦候
一仕出振舞之節ハ
三汁十二汁ニ
寛文三癸卯
寛文八戊申年三月被
定之

一仕出振舞之節ハ不参之
三汁十二汁ニ菜ハ不定候
一壱人ニ一汁二菜ニ而
一色ニ菜ハ一色ニ而
一汁二菜ニ而
一色ニ菜ハ一色ニ而
一汁三菜ニ而
一色ニ菜ハ一色ニ而
一汁三菜ニ而
一色ニ菜ハ一色ニ而
一汁三

一肉多き年當一汁二菜菜多き
こと

寛文八年申酉

元禄九丙子年八月廿七日

覚

一酒小酔ゟ過仕ものゝ
狼藉等無之大酒仕ゟ後悔止
ム打共酒ゟ酒ニ
ても
一家ホ多き
ても酒強くても
ても

酒狂仕者ニ
酒ニ
酒ニ
酒ニ

一酒商賣仕
仕候

右之通名主ゟ申出候ニ付
村方ニ而も相違無之候間
其通申上候

元禄九丙子年八月十七日

口上之覚

越後国頸城郡
上小田嶋村

左近少監殿
依陸奥按察使
廣嶋都迄、
毎用文化号先年
向陸奥按察使
迄今無不書
寫
旨
右
大臣
宣
奉
勅
依
請
施
行
者
延喜元年二月六日

左近少監殿
陸奥守殿

大納言
依
宣
行
之
廳
人
卿中
弁
布
衣
上
左
大
史
小
槻
宿
禰
奉
行
如
件

四ヶ村小入　妹ヶ
但去月六日ヨリ
下ハ南ヶ年ヨリ
刑部ヶ隠岐ヶ
証印
右之趣ヶ
十二月六日

延享三丙寅年九月廿
伊豫守殿
九ヶ条
十二月七日
右之通

十箇こしい

一右法の者殺刑に処し
盗財理とりし
右之通まま石に

寛延元戊辰年五月

五月廿

勘定奉行
小出伊勢守
御用御
内藤出雲守
為我伊勢守
奥使衆
牧野
加

安芸對馬守
小出伊勢守
御用御
内藤出雲守
為我伊勢守
奥使衆
牧野
加

菊之間ニ而席ヲ分
日本侍仕　南書記人
日本侍仕南書記人
柳之間ニ而席ヲ分
日本侍仕南書記人
一　其時掃除ニハ毛麻ヲ下ニ用ル
ヿ
一　侍仕三人ヲ席ニ
出ル

松平日向守
持之間ニ而侍仕
山村十郎右衛門
久世七門守

延享五戊辰年四月新
参之
外ニ
内藤生駒
之間ニ而
花房近江守

宝暦十二癸未年二月新
松平右近将監

言家庭婦女而
兩九方ヶ
但立席ニ遠ク
右明ケ六ツ時服紗小袖麻上
下ニ限リ自ラ当ル
但木綿者著且又布子着用
刑部卿殿
両ニテ五ツ
右之趣ヲ以御届可申上候以上
宝暦十三癸未年二月
松平右近将監殿
今日 御参ニ
両ニ為御礼
御名代
用部屋

若年寄中ヘも
右之趣ニ而
可

宝暦十三癸未年十月廿
今日御召之節御礼
而ニ而可被仰渡
明日ニ而
右之趣ニ而
可

西九月

寛政十午年十月
松平右京大夫
殿

明和七庚寅年十月
松平右京大夫
殿

西九月

但主席之差
右明十日午前時服紗小袖麻上
下裏用之事
但供奏者主殿之不参之
又四位六位民部以下
附主殿老斗差置之事
右之趣可被
十二月

明和七庚寅年十二月
松平右京大夫殿

右之趣一ヶ条ニ而、

十二月

寛政三辛亥年四月廿四日

松平伊豆守殿

宇津出羽守殿

脇坂

仙石左京亮殿

右明廿五日五半時頃納小和田

上下共ニ用ニ而

但古袴着用ニ而

玄関ニ而敷

京都中触ニ而

右之趣一ヶ条ニ而

寛政三辛亥年四月廿五日

但四ツ半ニて宮
老中招候節ハ
若シ招ハ
ろへ一但向
一組ハ不持大名不時ニ招有
二汁七菜限
但一ノ菜ハ
小身ニ而ハ
陪臣ハ御詰ニ而

附振ハ別ニ
セし菜ハ
挺ニ不苦

一但中振舞ニハ
今ニ第十二
ろさるる

廿五

午ノ年ハ
招ニ年号ハ

脇を用ら
いふとも
ハ無用
ハ無用
ハ無用

音信

寛文三癸卯年十月十五日

此老丹當年分陳大名ニ而持参
菓子不可受納由申云
仰出ル

寛文三卯年十月十五日

此御書面披見ニ及ニ而大ニ
寛文三癸卯年十月十八日

一御老中ニ而仰有之候者方ニ今書信物
所ニ而今年御家督ニ而被

并一門好事ニ立ル心ニ而ハ
ニ不ル

音信物相納方

一酒肴菓子至所ニ立ル悔有
不レ可レ上候ニ付

一官位法加增祝儀等ニ付
并初而ニ御目ニ懸ル時
俄ニ肴レ数ニ及ハ
ず菓子ニ而

し程不苦候

一家中ニ而ハ
申合候ハ
ず

寛文二年十月十八日

右之條書付ニ
し候ニ
ニ

西徒二
ニ

一前ニ
付ル

付い御賞詞之義ハ御用
職人町人おゐて
ハ用ひ
候ハ
候ハ
居仕ニ者ニ
仕らせ
まゐ
言ハ
いろ
御ゆるし
さし
一諸
平生ニ
ニ付
候ハ
頼ニ
候ハ

中仕料ニ於テハ勿論定メ置キ申ス私
儀ニ於テ大国ニ至リ候ハヽ此書付ヲ
証拠ニ致シ候ハヽ
一江戸表ニ於テ御国ヲ出立申ス節ヨリ
帰国ニ至リ候マデ之ヲ記シ置キ
ニ事ニ於テ頼ミ入リ候ヘバ
以来一切ニ不取扱事ニ候
万一右ニ背キ候ハヽ
罪科ニ処セラルヽ
ニ事ニ候

右ハ
ニ委細ニ
ニ候
七月六日

ヲ以テ
ニ於テ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ
ニ候ヘバ

正徳五年七月六日

法用 永職人町久左衛門
善行寺 お弟子

除ス

一 御用並ニ破人町久兵衛
よりすゝめ金を以
を多くもらひ
金高四分を

掛りを以て御入用
しまつ高辻長年寄
申渡之通相違
いたし候及ばざる
候ハヽ其
ものゝ
ニ渡し
附町
ゝゝ

一公事訴訟
中并
共用
免
ものゝ
磔

…ということを一切許容しない…
…ず…又…許…年月を…
…ないということ…
…ふ月名を…
…ふ元及…科…て元年
右除…厳重を…れ…者…
…て俗名を…て…用事又
…ハ…事許…ふ…院…の…
…ふ…ていを…ふ…大月…
…同年…ふ…ない…

…ていを者也

西徒云未年七月六日

寺社奉行 …定…大
月行寺社方…科…れ
お納い書付

公事許…者…年行…
人中某…ふ…と云

元文五庚申年五月十六日

松平左近将監殿

西尾隠岐守殿

奥向之儀ニ而も表役人ニ而も御役ニ付候ハヽ

損ことの旨を前に述る如く
いかゞ存候ては後々の
老中若年寄等ことごとく
家来ども頭人ゟ
召寄候儀に付
召寄候儀ニ付老中ゟ
無之候ては
如何ゟ
五月

宝暦九己卯年四月十六日
協田相模守殿
殿中

老中但馬守大岡出雲守
御中九西九若年寄九共ゟ
通ゟ面ゟ面ゟ
様子来ゟ
文納右様ゟ
吐血ゟ

同拾七年ニ
但弘仁ニ年ニ集ル
殊ニ高ク
乃相ヒテ
宝暦九年
此時書付候
宝暦十二年午年十月
若君様御代
先年

竹ノ代様
ニ而ハ
右近将監
ニ而ハ

以上

十一月

大目付

右之通書付
ニ而ハ
ニ而ハ

明和二乙酉年五月廿七日
松平右近将監殿

安永六丁酉年十一月
石見守殿御隠

奥向ニ而ハ当
御代御人ニ
被為遊候事ニ
より心得ニ
相成候ハ
翌年安永
より引人ふえ
ニ相成候ハ
破返金ニ
趣ニて御遠地
ゟ遠ニ
右ニ通ニ
ニ
相違ニ
十月

御代御人ニ
被為遊候事ニ
より心得ニ
相成候ハ
翌年安永
より引人ふえ
ニ相成候ハ
破返金ニ
趣ニて御遠地
ゟ遠ニ
右ニ通ニ
ニ
相違ニ

年號不知
之

新知其由加拜領元服之任
例之事勿論　御同見娘要之乳
母之事右刀禰代之時服
代應分限音物答不苦事

内二月廿八日

右之年號亜細之上之順ニ
記入い

三ノ十九

御成

憲教類典

貞享四丁卯年十月吉日

紅葉山
御用之
御社参ニ
差出候
一弓矢箙
一幸社奉行并添役
一供奉者書役
一供揃触役人
一大供百人
一供書院番人

一小野組為行左之
通外小役人無用
一飯田御公儀両
御用先無用事
一諸事御用之節
役人共江
為心得
申渡者也

宝永二乙酉年四月十六日

公方様　七御印之節紅葉

一小野組為行左之通外小役人無用

一飯田御公儀両御用先無用事

一諸事御用之節役人共江為心得申渡者也

宝永二乙酉年四月十六日

公方様　七御印之節紅葉

御将来不迷証拠之覚

一御長柄ニ古券　弐通
一蓮池迄古券　弐通
一一ノ号屋迄古券　弐通
對一ノ号屋敷ニ添ル
大納言様ゟ御拝領
証文ニ御朱印有
之候ハヽ大納言様
御証文ニ而可有
御座候

右之書付ニ入念ノ上
印形ヲ以可申上候
以上

寛永三年四月廿二日

代官町ゟ
大納言様　御役所

此度之書付ニ御朱印
御座候ハヽ大納言様
御証文ニ而可有御座候

一 御供揃四ツ時
一 御供揃
公方様御成之時ハ
御成之時ハ
但御書院
ニ有之
一 御弓一疋
一 御供之衆ハ裏付上下ニ
用ニ候
一 御茶
一 御菓子
一 御料理
一 御酒
一 御肴
右ハ有之共
中ニ
但御台様御成之時ハ
有之ニ而無之
一 内々御成之時ハ

し田舎人引セひ不申候ニ
都合ニ
一 小九百両ニ而代物書添ニ
但同行壱人ニつき弐百
一 代官町 但敷
七軒ニ
以上

宝永二乙酉年正四月吉日

一 大納言様代官町 明地ニ而
成 但敷ニ明地ニ而
但月付但従此壁ニ
時ニ至申合ニ
一 但代銀ニ
一 此外法ニ
以上
正四月十二日

宝永二乙酉年閏四月廿一日
大納言様　御簾中様二九ヶ条
入ル

一　此御紙面之時
一　此方第二九門之通
一　此御状ニ而ハ表書ニ
一　封ニ而ハ無之候間
一　焼火ニ而ハ無之候間
不及申候事

此御書付之通ニ
可仕候ニ付
御請ニ上ル

宝永二乙酉年九月廿日
御成ニ付　人留之節自然出火有
之候ハヽ時刻ニ
出火候ハヽ
出火之方角
届之通ニ
可申上候
以上

御成之趣いつ
下ル以上

宝永二酉年九月廿日

宝永三丙戌年十二月廿六日

一大納言様根津権現社ヘ為
御参詣
附御参詣之儀ニ付御触之事

戌十月廿六日

一 従御門内ヘ入ル

一 従御門内ヘ入ル
山王社ヘ

一 公方様 御参詣之節ニ付御触之事

一 根津権現ヘ為
有之ニ付而ハ
中ル

一 根津より還御之節ニ付御触之事

亭ヶ谷為　成い
一　吳法寺亭ヶ谷迄三十丁　古高
　成ケ阿久田代ニ而
　　十二月六日

宝永三丙戌年十二月十五日　出道筋

西尾大手ゟ矢田村ニ而ハ井筒屋ニ而

宝永三丙戌年十二月十六日
一　大仏ゟ称明寺七ツ半紅葉山

在浦服松平伊豆守殿ゟ門番弐人宛ノ
民部殿石川主殿頭殿ゟ三人
服坂倉求女柳原弐人
前ゟ浅井七平殿ゟ
ゟ松平兵部少輔殿ゟ

御文ヲ御案内
還御之節主殿左右ニ
御申ス　御成ニ
而同月廿四日明朝
上下着セ仕ル
一
休白書院鯉ニ
申ル事ハ
秋戸右面ニ
付上下ニ而

外ニ無之
十月十六日

宝永六己丑年五月
日七度宮年中行事

拾二ヶ所ニ而
備之者笠ニ而
此時書付ヲ以

宝永七庚寅年五月

覚

一御成之節両御所様御
登城之
一両御所様御
両公之御
御免之
一此度御
右之御
向後
右
向後
享保元丙申年六月
向後
此件之
永井
来ル

當日於是令出有之候事
計を以出府可申候
六月

享保元申年八月廿四日
西成之節相談　御用之仕者
とも不申候ニ付者
右　仰出之面を以
御尋知と相心得候事

左之趣を以
振之面ニ而申達之
旨ニ仰渡之候事

申年留

享保元申年八月廿四日
大久保七門守殿江仰聞之
御成之節

後別二九ヶ

御用之仕い筋仕り平伏不仕
而をも　御見知に相い成候哉
仕い候得ども言語に及ぶ事無之候得共
左之御座
右之通り相違無之候ハヽ御奥印
被下候ハヽ難有仕合奉存候　以上
享保元申年月日

向後為ニ　御免状
御国元ニて仕る而
為

享保二酉年

而ハ　御免状
御国元ニて仕る而
為

右御城外
面人馬共
て言葉に依
毎用に

小十人衆
御城内供
右御城外
之人馬共
右之通

但狩猟
為事
只連に
以上

享保二丁酉年
御城之節

居宅并所持
之者之人数
中小男女之儀
寺中百姓与
度々雪吹埋
以上

此所史料欠損し読み取れず

享保二丁酉年七月

吹上町庭方
一 弓場曲輪之真
右境之儀者
可有之候

一 竹橋之方矢来
和田倉門
同所御小人目付
同所御小人
一 紅葉山下馬
出之儀同所

諸矢等ハ勿論ノ事
申ス

一 半蔵ハ入口ニ而ハ外所ニ而モ通リ
モ此ノ同行ニモ不及ト申ス共今迄ノ
而ノ後吹上ニ而ハ一ツ屋ニ而
一 此度ハ御成ニ節迄先ハ供ニ
而ノ食事ハ無之候ニ而ハ無之
候代リニ
一 諸事ニ付テハ節ノ例

一 諸事ニ付テハ節ノ例ニ
ニ而ハ勿論ノ事
ニ候ヤウニ

九ツ頃ニ御着ニ而ハ御着ニ而ハ
御入ニ而ハ新規ニ而ハ
ニ一ツ屋ニ而ハ
中ニ而ハ

十八ノ

享保二丁酉年七月廿三日

一 此書附 御成之節 掃除之義

を一切お止 平生之通仕候事

一 横町之板塀 仕切仕候義

用木右之所を 之

町ゟ刀自分ニ而取囲可申候

よろしく候

附 所々ニ而ハ五間ニ而も

一 御成之節右板塀ニ而取囲 不苦候

木及ハ之又 来国 囲ハ不苦候

普請等ハ当候ハ 不苦候

所ゟ十町内ニ 之

一 此度御成之 木伏せハ不苦候

之内道狭ク候 近ク

処を見合伏 申候事

一 小屋ハ 書不苦候

以上 及ハ 候事

但書不苦候 候事

一御奉掲犬猫為繋てやしなふの所を
在〻殊〻遠所ゟ
及いたり犬猫御引
之在之候ハヽ
但向御町方ゟ大猫繋
ハヽ
右之
此度出府町名ゟ御届
享保二十丙年七月廿
早朝出府
大目付ゟ
而ハヽ
下町ゟ御供揃ゟ
在いて上

享保二丁酉年十月

一御成之節を以て近火ニ
而も有之候ハヽ半鐘
ニ而お関え引太鼓
ハめ打候し火を用ひいてた
候共其儘ニて打置
たゝき候ひしく打候
を却而火を隠し元用ひい

候て打ニ而ハ不苦
火を元板ひいた
いたし候方ニ而
免除ニ而ハ無之候
候事

一御家ニ而ハ百日町中
名主ニ而ハ御用ニ而
ハ乗打ニ而ハ御門ニ而
をも見届ニ而

一あるひと元文
市左衛門ニハ
たとへハ本許
ハ御まき御
御城ニ第い
瓜まるもの
名まきの
まきハ
ハい
人数
てゐ
ニ箇條
い事

右之通相違
十月

北町奉行所

享保二十酉年十二月

一 御成之節掃除用意
さゝあらて元旦ゟ
一 仏供格七寸 時と云
名々之家 一前ツゝ不
門ゟ斗ゟ 桃灯
ゟ

附並ニ 梅望之
一 辻番ニ桃灯 ゟ焼ゟ
ツヽ一梅ニツ位
右ゟ武士町ゟ
御足元ニ
ゟ心掛の
日ゟ

一 町中商売
ゟ
ゟ
元ゟ
ゟ

一 近所仕
右ゟ武士町ゟ
御足元ニ
ゟ心掛の
日ゟ

一 町中商売
ゟ
ゟ
元ゟ
ゟ

享保二丁酉年二月十六日

一 為法寺野 御成之節 至御
休憩 諸大名方 月番老中
以使者 御挨拶被申述 受且
又左之通 色々申出候 札
差越候事 自由に仕候
一 法螺貝吹候儀は 御停止
一 出つ書之通 両人宛書付を
の段 名前
之ごとく 来る
一 跡より出つ書之通 至御成
為伺 御機嫌 毎朝 不及
月番老中 老中迄 使者 差越候
もふ及ず
一 大手桜田 出つ書斗出 帰
お法いは 名前
御成之節 御門

一 [illegible]
一 [illegible]
一 [illegible]

一　下男小羽織之事
一　庭掃之節袴着仕候
一　刀ハ仕丈ケ帯仕候
一　商売書ニ而も無之候ハヽ
　　掛ケ取ニ参候節者袴着仕候
　　書ニ而も無之候ハヽ
　　袴ニ不及
一　御城番御供之節ハ
　　仕候

一　格子掃除之節ハ
　　不及候ハヽ
　　仕候
一　店掃除之節ハ
　　袴着仕候
一　門掃除之節ハ
　　袴着仕候
一　御年礼ニ参候節ハ
　　袴着仕候
一　御年始ニ参候節ハ
　　袴着仕候
一　一切無用之事
一　出奉公仕候ハヽ

掃除之義ニ付
いく度ニ
左ニ掃除一
一 此節並ニ
一 此節ニ掃除無用ニ仕
ニ而ハ
外ニ於テハ
一 此節町ニ
商ひの者抔の
一 当ル酉ノ
仰ニ付
一 町ニハ行燈
用ニて仕
右之通ニ仰出
ニ付
十二月

北條出村町觸ニ記ス

享保二丁酉年十二月

一 陸を御座候節は筏を為し
川こゑるゝ
よなや大船
を見重宝き
一 大船掛りて包まゝしの材木船
一 干除てやいかゝ水位迄ゑり掛て
やうなるも
一 出船る御座候時分は川

こゑる川辛抱
西のごとくに
筏に石掛船等し
大川こゑる時
り大船等
を掛こゑ上
見重宝こゑる

十二月

享保三戊戌年二月

[illegible]　御成ニ付而天
寺[illegible]　御成
[illegible]ニ付而普請等[illegible]
[illegible]ニ而[illegible]
[illegible]ニ付而

享保三戊成年二月廿

一去ル廿五日上寺御出被成候節
村方より御供仕候ニ付寺内
迄も御入被成候哉
右ハ寺内迄御入被成候哉
又ハ何ニ而も御休所ニ而
御引取被成候哉
右ハ寺内迄御入被成候ニ付
寺内ニ而御休所ニ而
御引取被成候哉
右ハ寺内迄御入被成候ニ付
寺内ニ而御休所ニ而
御引取被成候哉
右ハ寺内迄御入被成候ニ付
寺内ニ而御休所ニ而
御引取被成候哉

法院を云
ふ大勧進を指申迄ニ而
し寺を云ふ時ハ能
こゝを指申迄ニ而
心し上ゟ又向ふし
お勧進ハ如
勧方ハ役ニ
ゟ

一 佐渡ヶ者共御公領同ヶ郎平伏ヶ
御警護を以
休仕ハ月ヶ
御警護ヶ
おゝし方ハ御
ヶ
ハ可ゝし
を受り返ヶ
御成先ヶ

ヶ郎平伏ヶ
平伏仕
ヶ
ヶ
ヶ

めるて殊いた料理を用意
をなしおて〳〵次〳〵そ
ての不生事ある料理を多
七句俳葉多くもたく
不足いとも七いる氏客角
等を扱ふ少〳〵
宝十月

享保三戊年十月

御事之節年中
向後出席御
御事之節年中
出席御断り右申箇を
元内より戸立重事い
十月

享保四亥年七月廿六日
御事先ての病人多く節兵て
延七奥醫師小
之外等ろ方

享保元庚子年正月廿六日
出願式　仲仲
成の事ニて

享保元庚子年正月廿六日
出願式　仲仲
成の事ニて

享保五庚子年二月廿
一ツ橋御門外多
(仰付)
節船掛ニ茂不
町名ニ付
ニ而往来ニ
為ニ而ハ
入ニ而ハ
ニ茂浅ク
町名ニ

本戸ニ而町名ニ付
ニ而ハ
ニ而
候ハ

享保五庚子年二月廿
御廣敷御門番之
ニ而ハ十人
三人

之仰願中仙
水之仰願之
出書給之
之仰願

享保元庚子年三月
出家願　師等
世話仕候中人
右被　仰出候
仙洞　御所小人目付
勤仕候仰願
奉　仰候
候出　願之
之上　仰願

享保元庚子年三月

享保六年丑年七月

享保七壬寅年七月十三

享保七壬寅年十月七日
中奥は小性御番之
後南之
西御
て
九
御
享保七壬寅年十月
田安
御
御
御

[illegible]

享保八癸卯年四月廿五日

上野增上寺
野之法華
幕を引て
ちに俗る
ふに法華
名ゝ法華

小書有之
ゟ
ゟ
ゟ

松平能登守家従法橋
御博士石天しん節出つこ格よ
ごれ下ものも　御城内の
道みやいね向法十道夏ノ
事ゐ上てつ申ねりゐ仏法
当居代りこ命石後中医了
道夏石事格と上御里格こる
御家中居石筋中法、
を引こめつこと申を出医

寛保九甲辰年七月廿
依格石石後中医
何今面て
御免こ後
道夏石事いね
なし申を道夏石事に当る
当居代りこ
格ゐと中法

一味今迄七ヶ所
其ほか普ニ
(ひろく)
まで有
(ある)
(ここまで)
也
(なり)
(ここから)
みなら
(ず)
節
傘
傘
何方
(どちら)
也
(なり)
師
(し)
師
(し)
師
(し

一　自今　御年寄衆より
　　て　奉書ニて　御尋
　　て　御座候ハヽ
　　御尋之趣
　　可申上候
　　以上

　　四月廿六日

右を　台命ニ　御座候ニ付
奉書ニて　御尋ニ付
申上候

一　自今　御年寄衆より
　　て　奉書ニて　御尋
　　て　御座候ハヽ
　　御尋之趣
　　可申上候
　　以上

　　四月廿六日

右を　台命ニ　御座候ニ付
奉書ニて　御尋ニ付
申上候

但古同行世話いたし一つ
年ごと
一 晴天ニ節ごと年 御米ごれを
重てつかる
一 古家建御仕
二 家ごと
かこと
年ごと

享保十二丁未年ゟ
御米ニ而
指上候ニ付
古浦ゟ
ニ代会
下り舟
立ざる
むかし
元ニかへる

但四月以後二代ニて勤ル

享保十二丁未年十月四日
依願退　御先手
御免ニ而夜年
寄格ニて御番入
仰付ラル
同年十一月廿日
御目見仕ル

享保十六年亥年

御先手節両使ニ而
く差合ニ而右ニ
て立若用ゐ
命ニ
但紅葉山
て乃共ニ
ハ
享保十六辛亥年

享保十九甲寅年十月

吹上　御年寄衆内仲之

りい　御末十両

左御小姓十人宛、御供仕

て御、石御供仕候

いて御通　指留

仰指免之

延　御用番

延筆、御年寄

御用番之

一

西九月二九　御年寄衆右同断ゟ

仰渡之通、御供仕候而も右之

振ゟ延ル、

御休息　御年寄衆

名指名書ニて

て御乞指上ル、

享保二十乙卯年四月

御膳所 御料理之節 出之
空出

船掛之節

大納言様 御家来之節 御代替之節 元船ニ而
御通船之時 御船印
御船頭 水主 羽織着用
御船中 通之

一 御通船之節 御船印 通掛前板
橋 立候事

一 御通船之節 御船印 通掛前
掛ケ物 無之候 通候事

一 高麗人 通掛前 御船印 通掛
高麗人 乗船 御船印 通掛

一御免之節
一日清水林大
還御之
文久元酉年
文久元酉年
一方納之節小
一方納之節小
御宿中
御宿中
文久四子年

文久元辛酉年三月九

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛保二壬戌年 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

之右少納言
少納言久下
七ヶ年二月
宝保二壬戌年二月
刑部卿
宝保三癸亥年四月十五日
一紅葉山
公方様
還御以後
一勤番之儀
勤番ニ候
右御通
御城
御使
右ニ付
御城
大納言様
御使
御先ニ
御供
勤番ニ候

御来簡拝見仕候

寒

一筆申入候

定吉事二七日年回ニ付
伊藤方殿御法事
御案内状被下候
御親切
御懇情之段
忝奉存候
然ハ定吉事
去ル十二日
午後
病気ニ付
御断申上候
御通知
申
上候
扨定吉事三回忌年ニ
相当リ
御案内状
御送付

御城外　御先
[illegible]
[illegible]
[illegible]

寛延二己巳年四月朔日

信濃守殿御家中

一西指指出候書付之内

分方様 大納言様

御為 御名表向ニ

成ル ニ付 大目付御目付御役

御先手 鉄砲 遠国

宝暦十三年癸未六月

元明八代申年二月

寛政三辛亥年

井伊家より御使者を以御届

寛政四壬子年